

■交通安全施設等整備事業の推進に関する法律第三条(抜粋)

(特定交通安全施設等整備事業を実施すべき道路の指定)

○国家交安委員会及び国土交通大臣は、特に交通の安全を確保する必要があると認められる道路を、交通安全施設等整備事業でこれに要する費用の全部又は一部を国が負担し、又は補助するもの(以下「特定交通安全施設等整備事業」という。)を実施すべき道路として指定する

■特定交通安全施設等整備事業を実施すべき道路の指定の基準の運用方針

1号基準

一日当たりの交通量、かつ、交通事故死傷率が表に掲げる数値以上であるもの

交通量	交通事故死傷率
500台以上1,000台未満	300
1,000台以上3,000台未満	250
3,000台以上5,000台未満	200
5,000台以上7,500台未満	150
7,500台以上10,000台未満	100
10,000台以上	50

2号基準

「あんしん歩行エリア」

3号基準

「通学路」「人口集中地区」「特殊な道路形状」「事故のおそれ」「ヒヤリハット」等

4号基準

交通の円滑化を図ることにより効果的に交通事故を防止することができると思われる地区

明治二十五年三月三十一日 日刊（行政機関の休日休刊）
第三種郵便物認可

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告 示〕

○特定交通安全施設等整備事業を実施すべき道路を指定した件

（国家公安委・国土交通一）

○戸籍が滅失した件（法務四七）

○除籍が滅失した件（同四八）

○日本国に帰化を許可する件（同四九）

○組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手續を経た生物の公表を行う件（厚生労働六三）

○組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手續を経た物の公表を行う件（同六四）

○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく液化石油ガス販売事業者の認定の告示（経済産業四〇）

○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（国土交通三一五、三一六、三一九、三二〇）

○砂防法第二条の土地を指定する件（同三一七）

告 示

○国家公安委員会告示第一号 国土交通省告示第一号

交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和四十一年法律第四十五号）第三条第一項の規定に基づき、特定交通安全施設等整備事業を実施すべき道路を令和四年三月十一日次のように指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。その関係書類は、関係都道府県警察、北海道開発局、沖縄総合事務局、関係地方整備局、関係都道府県及び関係市町村の事務所に備え置いて縦覧に供する。

なお、平成二十九年国土公安委員会（特定交通安全施設等整備事業を実施すべき道路を指定した件）は、廃止する。

令和四年三月十一日

国家公安委員会委員長 二之湯 智
国土交通大臣 齋藤 鉄夫

（次のよう）は省略

○法務省告示第四十七号

茨城県常陸太田市役所備付けの次の戸籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、令和四年四月十一日までに、同市長に対して、次の手續をしてください。

一 当該戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二 前項に掲げる戸籍の謄本、抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注 意

一 申出は、口頭でも差し支えない。
二 申出の手續について分からないことがあれば、常陸太田市役所又は水戸地方方法務局常陸太田支局に照会すること。
令和四年三月十一日

法務大臣 古川 禎久
茨城県久慈郡誉田村大字新宿千二十二番地 永井 光豊